信 託 法 0 施 行に . 伴う 関 係 法 律 .. (T) 整備等に関する法 律 .. の 一 部 の施 行に伴う 関 係政令 0) 整 一備に関 する政令案参照条文

一 建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十七号)(抄

政令への委任)

第 九 条 この法律に定 めるもののほ か、 建設機 械 0 登記 に 関し必要な事項は、 政令で定める。

二 不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)(抄)

(政令への委任)

第二十六条 法その 他 の登記 この章に定 申 -請の手 め るもの 続に 関し必要な事項は、 のほ か、 申 請 情 報の提供の方法並 政令で定める。 び に 申 -請情 報 と併 せて提供することが必要な情報及びその提供の方

三 船舶法(明治三十二年法律第四十六号)(抄)

第三十四条 船舶ノ登記ニ関スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

2 (略)

四 農業動産信用法(昭和八年法律第三十号)(抄)

第十三条 農 業用動産 ノ 抵当権 ノ得喪及変更ハ其ノ登記ヲ為スニ非ザレバ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ対抗 ス ル コ  $\vdash$ - ヲ得ズ

2 (略)

3 第一項ノ登記ニ関シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

Ŧī. 社 債、 株 式 等  $\mathcal{O}$ 振 替に 関する法 律 施 行令 平 成 + 四年政令第三百六十二号) (抄)

(振替口座簿の記載又は記録事項の証明を請求することができる利害関係者)

第 振  $\mathcal{O}$ は、 八十四条 替機関の場合に 当該  $\Box$ 座を自己の 第 二百七. あって 十七条 は、 П 座とする加入者の財 内閣府令・法務省令・ (法第四十八条に 産 おいて適用する場合を含む。)に規定する利害関係を有する者として政令で定めるも の管理及び処分をする権利を有する者その他内閣府令・ 財務省令) で定めるものとする。 法務省令 (国債を取り扱う